

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：議案第3号、議案第4号（一括討論）

案 件 名：二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例、二宮町税条例の一部を改正する条例

討論内容：

私は、議案第3号、第4号について、共に反対の立場で討論いたします。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に8項を加えることによる条ずれであります。

しかし、上位法の改定について、重要な問題があると考えています。

今回の改定は、マイナンバーカードの機能をスマートフォンのほうに搭載するというふうに理解していますが、本人が特定できない形に加工するとはされていますが、自分のデータがオープンデータ化され、企業に活用される、こういう可能性もあり、大きな問題と感じています。

自分の情報を自分で扱う権利、これが今、日本では十分に守られていない状況があるのではないかと、さらに、マイナンバーの利用範囲を野放図に広げることにつながることを懸念しています。

技術的には、スマートフォンの使用をやめたり、機種変更する場合は、電子証明書のデータを自分で失効させる、そういう必要があることが指摘をされていますけども、去年のマイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載に関する検討会の会合でも、マイナンバーカードと同等のセキュリティレベルを確保するのは難しいと、参加者からの発言もあったようです。

マイナンバーカードのひも付けにつきましては、国民健康保険の廃止が、現実に資格書の発行を余儀なくされるなど、多くの混乱をもたらしているわけで、それらの課題も片づいていないうちに機能拡大を進めていくという、こういう姿勢も問題であるというふうに考えております。

条例案は、単に上位法の参照条例の変更ですけども、本件については、変更による影響が重要であると考え、賛成することが難しいです。これをもって討論いたします。